



県章

山形県公報

平成26年1月14日（火）
第2511号

毎週火・金曜日発行

目次

訓令

○山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令……………（市町村課）…9

告示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…10
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（同）…11
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…12
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 同……………（同）…13
- 同……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…14
- 公共測量の終了の通知……………（用地課）…同
- 指定管理者の指定の取消し……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…15

訓令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「操作者識別カード（利用担当者であることを確認するためのカードをいう。以下同じ。）を貸与し、暗証番号」を「操作者識別符号」に、「確認するための番号」を「識別するための文字、番号、記号その他の符号」に、「通知する」を「通知するとともに、当該利用担当者の生体情報（指紋、手の静脈その他の利用担当者であることを識別することができる情報をいう。）を登録し、又は当該利用担当者に暗証符合（利用担当者であることを確認するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を通知する」に改め、同条第3項中「操作者識別カードを他者へ貸与し、又は」を「操作者識別符号を」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条

第6項中「暗証番号」を「操作者識別符号及び暗証符号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

第8条及び第9条中「第7項」を「第5項」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

告 示

山形県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
スマイル歯科医院	西村山郡河北町谷地字月山堂380番地1	平成25. 12. 1
訪問看護すずらん	酒田市上安町三丁目7番12号	同 12. 25

山形県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
株式会社サン十字居宅介護支援サービスしらか	居宅介護支援	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1345番地3	平成25. 7. 1
高畠町訪問看護ステーション	介護予防訪問看護	東置賜郡高畠町大字高畠379番地の1	同 11. 1
くまの歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市徳町404番1	同 12. 1
ハート調剤薬局 鶴岡店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市本町三丁目17番19号	同 12. 10

山形県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
あおぞら治療院	今野 靖	山形市西田三丁目16番32号	平成25.12. 9

山形県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	指定施術機関の所在地	廃止年月日
創健会山川整骨院城西分院	山形市城西町二丁目1番20号	平成20. 4. 30

山形県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字松沢字平内261番から 同 982番まで	旧	45.0メートル } 20.0	45 メートル
同 上	新	52.0メートル } 20.0	同 上

山形県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 尾花沢関山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
尾花沢市大字鶴巻田字原1140番4から		旧	9.6メートル	226メートル
同 字西原1944番まで			6.5	
同	上	新	10.4メートル	同上
			9.3	

山形県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根長島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東根市大字東根元東根字宮崎裏5210番1から		旧	17.0メートル	2,194メートル
同 大字長瀬字西方6247番1まで			5.5	
東根市宮崎五丁目5097番2から		新	54.5メートル	2,541メートル
同 大字長瀬字西方6247番1まで			5.5	

山形県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長瀬野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東根市大字長瀬字川原289番4から		旧	11.5メートル	280メートル
同 字松沢5077番1まで			9.5	
同	上	新	44.0メートル	同上
			10.0	

山形県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 東根市大字松沢字平内261番から

- 同 982番まで
 3 供用開始の期日 平成26年1月14日

山形県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢関山線
 2 供用開始の区間 尾花沢市大字鶴巻田字原1140番4から
 同 字西原1944番まで
 3 供用開始の期日 平成26年1月14日

山形県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根長島線
 2 供用開始の区間 東根市宮崎五丁目5097番2から
 同 大字東根元東根字宮崎裏5210番1まで
 3 供用開始の期日 平成26年1月14日

山形県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
 2 路 線 名 米沢飯豊線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字高峰字下岡下90番1から 同 大字手ノ子字八幡原道東1673番1まで	旧	13.9メートル } 7.0	400メートル
同 上	新	15.9メートル } 11.7	同 上

山形県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路 線 名 345号
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市渡前字仙北田35番2から 同 上まで	旧	50.4 <small>メートル</small> } 40.8	70 <small>メートル</small>
同 上	新	50.4 <small>メートル</small> } 42.6	同 上

山形県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年1月14日から同月27日まで縦覧に供する。
 平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 345号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市渡前字仙北田35番2から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成26年1月14日

山形県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、朝日町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
 平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西村山郡朝日町大字四ノ沢地域
- 2 公共測量を実施した期間
平成25年9月13日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、西蔵王公園の指定管理者の指定を次のとおり取り消した。
 平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公 の 施 設 の 名 称 西蔵王公園
- 2 取 消 し を 受 け た 団 体 山形市南栄町二丁目9番26号
西蔵王公園施設企業共同体
- 3 取 消 年 月 日 平成25年12月24日
- 4 取 消 し の 効 力 発 生 年 月 日 平成26年4月1日

山形県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、悠創の丘の指定管理者の指定を次のとおり取り消した。
 平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公 の 施 設 の 名 称 悠創の丘
- 2 取 消 し を 受 け た 団 体 山形市南栄町二丁目9番26号
悠創の丘企業共同体
- 3 取 消 年 月 日 平成25年12月24日

- 4 取消しの効力発生年月日 平成26年4月1日
-

山形県告示第34号

次の開発行為は、完了した。

平成26年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成25年11月28日 指令村総建第232号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市鷲ノ森二丁目4383番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市大林一丁目1番25-112号
みどり不動産株式会社

平成26年 1月14日印刷
平成26年 1月14日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056